

大規模災害発生時における関東ブロック  
災害廃棄物対策行動計画  
【第二版】

平成 30 年 3 月

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会

## 目 次

第1章 はじめに	1
第2章 行動計画の位置づけ	2
第3章 関東ブロックで想定する災害	4
第4章 関東ブロックにおける連携体制の構築	9
4.1 各主体の基本的な役割と体制（平常時）	9
4.2 各主体の基本的な役割と体制（災害発生時）	9
4.3 情報連絡	10
4.4 更なる支援・受援等の連携に係る基本的な考え方	11
第5章 人材育成	12
第6章 計画の改定	12
第7章 都県域を越える支援を必要としない非常災害における基本的な考え方	13

### 【資料】

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会構成員名簿

### 【附則資料】

支援チーム運営マニュアル

## 第1章 はじめに

大規模災害が発生した場合には、国・都県・市区町村はそれぞれの役割に取り組み、災害廃棄物対策を効率的に推し進める必要がある。一方で、県域を超える支援や処理が必要になる場合には、関東ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県）（以下「関東ブロック」という。）内の連携が不可欠であり、関係者の共通認識のもと、足並みをそろえた行動をとることが望ましい。そのため、関東ブロックの関係者が平常時及び発災時にブロック内の相互協力体制を構築すべく、関東地方環境事務所が事務局を務める大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会（以下「協議会」という。）において大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画（以下「行動計画」という。）を策定する。

本行動計画に基づき、発災時においては、各主体は相互扶助の精神で可能な範囲で都県域を越えた連携を行うものと共に、平常時においては、関東ブロック内外における被災経験の共有、都県及び市区町村の災害廃棄物の処理に関する計画（以下「災害廃棄物処理計画」という。）に関する知見の共有や協議会及び研修等の場を通じて、連携を構築していくものとする。

なお、本行動計画で規定する「大規模災害」とは、生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるような著しくかつ激甚な非常災害であり、非常災害の中でも災害対策基本法に基づく特例の適用を想定した災害をいう。また、「非常災害」とは、災害による被害が予防又は防止し難い程度に大きく、平常時の廃棄物処理体制では対処できない規模の災害をいう。

### 大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会設置要綱（抜粋）

#### （目的）

第2条 協議会は、関東ブロックにおいて、都県域を越えた連携が必要となる災害発生時に、国・地方公共団体等の行政機関、各種団体、企業等の連携した取り組みの指針となる大規模災害発災時に備えた災害廃棄物対策行動計画について、検討・策定を行い、協議会の構成員を中心とした情報共有等の連携・協力体制を構築することを目的とする。

#### （取組事項等）

第3条 協議会は次の各号に挙げる事項の取組を行う。

- 一 各主体が実施又は検討している災害時の廃棄物対策に関する情報の共有
- 二 行動計画の検討、策定及び各主体に向けた周知
- 三 行動計画に基づく、大規模災害発生時の連携協力体制の構築
- 四 関東ブロック以外で実施又は検討されている災害時の廃棄物対策に関する情報の共有
- 五 その他の必要な事項

## 第2章 行動計画の位置づけ

- 1) 本行動計画は、協議会の基本的な考え方や各主体の基本的役割を定める計画として、基本的な対応方針について、協議会構成員の合意に基づき策定するものとする。
- 2) 本行動計画では、都県域を越えた処理が求められる大規模災害を対象とする。但し、各市区町村単独または都県内処理で対応する非常災害発生時の関東ブロックの基本的な考え方や対応方針についても第7章で示すものとする。
- 3) 本行動計画は表2-1の通り、主として処理主体又は調整主体となる市区町村又は都県の役割を側面的・補完的に支援し、都県及び市区町村による災害廃棄物の円滑かつ効率的な処理推進を図る。
- 4) 本行動計画において、補完的支援の具体的な取組としては、地域の状況を理解している被災自治体周辺の自治体からの支援が有効であると考えられることから、関東地方環境事務所と被災地近隣の自治体が連携し、被災自治体の災害廃棄物処理に係る業務等を支援する組織（以下「支援チーム」という。）を設置、運営等を行う。

表2-1 行動計画と（都県・市区町村）処理計画の位置付け

		市区町村 災害廃棄物処理計画	都県 災害廃棄物処理計画	関東ブロック 災害廃棄物対策行動計画
災害廃棄物処理における機能	<b>直接的役割</b> 災害廃棄物の <b>処理主体</b> として実行すべき事項 ➢ 平常時における処理主体としての対応力向上 ➢ 災害時における処理の実施	◎	○ (事務委託の場合について記載)	
	<b>側面的支援</b> 災害廃棄物処理における <b>調整主体</b> として実行すべき事項 ➢ 平常時における連携体制の構築 ➢ 災害時における連携体制の発動・調整		◎ (県内主体との調整方法について記載)	○ (県を超えた調整方法について記載)
	<b>補完的支援</b> 処理主体及び調整主体の <b>人的・情報的支援</b> に係る事項 ➢ 平常時における対応力向上支援 ➢ 災害時における情報支援・人的支援	○ (自ら支援者となる場合について記載)	○ (処理主体への支援について記載)	◎ (処理主体・調整主体への支援について記載)

- 5) 本行動計画は、自治体間の協定や全国知事会等の支援に基づく都県域を越える既存及び新規の連携を妨げるものではない。
- 6) 本行動計画の適応期間は、表2-2に示す平常時～初動期～応急対応（前半・後半）までを想定する。具体的な適応期間の終了は、被災都県及び被災市区町村における災害廃棄物処理対応の組織及び処理体制が整うまでを目途とする。

表 2-2 発災後の時期区分と特徴

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動期	人命救助が優先される時期（体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う）	発災後数日間
応急対応 (前半)	避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間）	～3週間程度
応急対応 (後半)	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	～3カ月程度
復旧・復興	避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	～3年程度

※時間の目安は災害規模や内容によって異なる（東日本大震災クラスの場合を想定）。

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年 3 月）

### 第3章 関東ブロックで想定する災害

本行動計画は、図3-1に示すように、首都直下地震等の巨大災害をはじめ、各都県で想定されている各都県域を越えた連携が必要とされる大規模災害を対象とする。

また、本章に示す災害以外であっても、都県域を越えた被害が生じる災害が発生する可能性や被害範囲が単独の都県内にとどまる災害であっても広域連携が必要となる災害が発生する可能性があることに留意する。

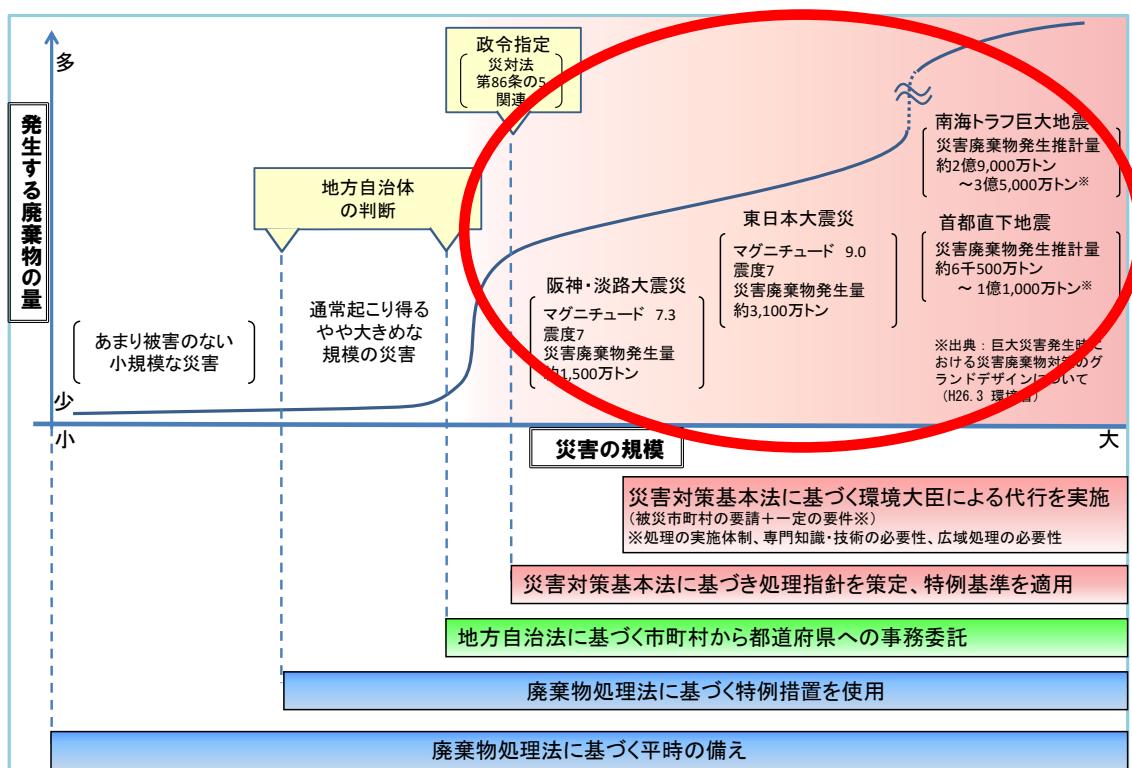


図3-1 本行動計画が対象とする大規模災害の規模イメージ

参考：災害廃棄物対策に関する環境省の取組について（平成27年8月20日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）

#### 1) 関東ブロック内で想定されている大規模災害

関東ブロックにおける大規模災害は、首都直下地震が筆頭に挙げられるものの、各都県の地域防災計画において、マグニチュード7規模以上の大規模災害が複数想定されており、関東ブロック全域における対策は必須の状況として認識すべきと考えられる。表3-2、図3-3に、各都県で想定されている地震による大規模災害を整理する。

また、関東ブロック内には、表3-4のように、都県をまたぐ河川も多く存在し、地域防災計画において災害想定をしていない場合でも、災害対応について留意が必要なところである。さらに、表3-5のように、火山や高潮といったその他の災害についても、基本的には、本行動計画に基づき、被災状況を把握し対応を検討する。

表3-2 関東ブロック都県の地域防災計画で想定される地震災害

都県	参照資料 策定時期	名称	規模
茨城県	地域防災計画 2015年3月改訂	◎茨城県南部地震	M7.3
		茨城県沖を含む三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間地震	M8.6～9.0
		東海地震	M8
栃木県	地域防災計画 震災対策編 2016年12月	県庁直下地震	M7.3
群馬県	群馬県地域防災計画 震災対策編 2017年1月	◎関東平野北西縁断層帯主部による地震	M8.1、震度6～7
		太田断層による地震	M7.1、震度6～7
		片品川左岸断層による地震	M7.0、震度6～7
埼玉県	埼玉県地域防災計画 震災対策編 2014年12月	◎東京湾北部地震	M7.3、震度6
		◎茨城県南部地震	M7.3、震度6
		◎相模トラフ沿いの海溝型地震(元禄型関東地震)	M8.2、震度6
		◎関東平野北西縁断層帯地震	M8.1、震度6～7
		◎立川断層帯地震	M7.4、震度6
千葉県	千葉県地域防災計画 地震・津波編 (平成29年度修正)	◎千葉県北西部直下地震	M7.3
		◎東京湾北部地震	M7.3
		千葉県東方沖地震	M6.8
		◎三浦半島断層群による地震	M6.9
東京都	東京都地域防災計画 震災編 (平成26年修正)	◎東京湾北部地震	M7.3
		◎多摩直下地震(プレート境界多摩地震)	M7.3
		◎相模トラフ沿いの海溝型地震(元禄型関東地震)	M8.2
		◎立川断層帯地震	M7.4
神奈川県	神奈川県地域防災計画 地震災害対策計画 2017年2月	◎都心南部直下地震	M7.3、震度6
		◎三浦半島断層群の地震	M7.0、震度6
		◎神奈川県西部地震	M6.7、震度6
		東海地震	M8.0、震度6
		南海トラフ巨大地震	M9.0、震度6
		◎大正型関東地震	M8.2、震度7
		(参考)元禄型関東地震	M8.5、震度7
		(参考)相模トラフ沿いの最大クラスの地震	M8.7、震度7
		(参考)慶長型地震	M8.5
		(参考)明応型地震	M8.4
新潟県	新潟県地域防災計画 震災対策編 2018年3月修正	(参考)元禄型関東地震と国府津－松田断層帯の連動地震	M8.3
		秋田沖の地震	M7.6
		新潟県南西沖の地震	M7.7
		粟島付近の地震	M7.5
		下越地域の地震	M7.0
		中越地域の地震	M7.0
山梨県	山梨県地域防災計画 地震編 2017年3月	上越地域の地震	M7.0
		東海地震	震度6
		南関東直下プレート境界地震	M7.9、14、震度6
		釜無川断層地震	震度6～7
		藤の木愛川断層	震度7
		曾根丘陵断層地震	震度6～7
静岡県	静岡県地域防災計画 地震対策の巻 2016年6月	糸魚川－静岡構造線地震	震度6
		駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波(レベル1)	M8クラス
		東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震	
		駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波(レベル2)	M9クラス
		南海トラフ巨大地震	
		◎相模トラフ沿いで発生する地震(レベル1) 大正型関東地震	M8.0程度
		◎相模トラフ沿いで発生する地震(レベル2)	
		元禄型関東地震、相模トラフ沿いの最大クラスの地震	M8.2程度

※首都直下地震に分類される災害を「◎」で示す。

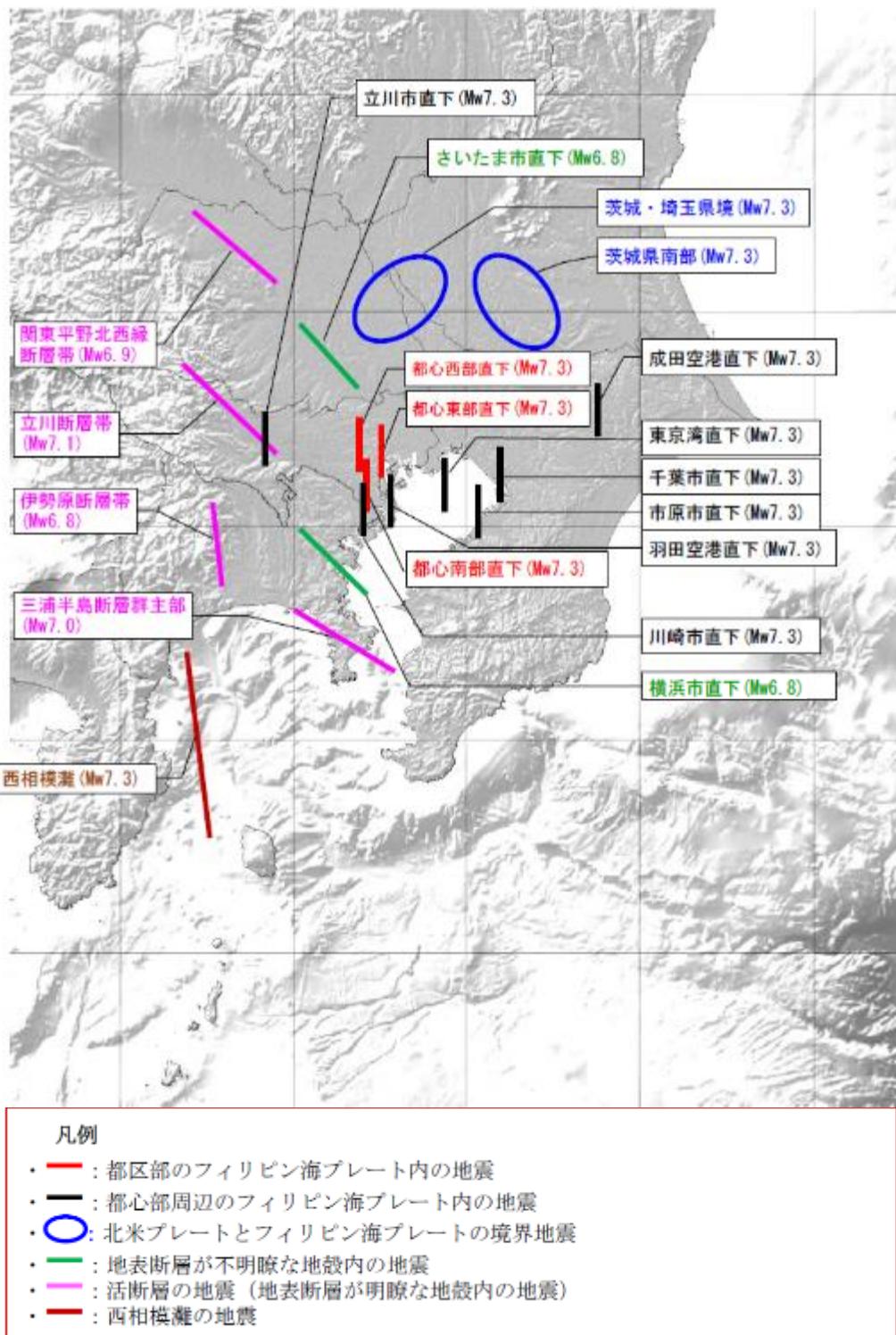


図 3-3 【参考】首都直下地震として想定される地震の断層位置

出典：首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）【別添資料4】～首都直下のM7クラス地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等に関する図表集～（平成25年12月 中央防災会議 首都直下地震対策検討ワーキンググループ）

表3-4 関東ブロック内における水防法により指定される洪水予報河川

＜国土交通大臣による洪水予報河川＞

都県	水系	洪水予報河川(水防法第10条第2項)
茨城県、(福島県)	久慈川	久慈川
栃木県	那珂川	那珂川
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都	利根川	利根川(はん濫後の洪水予報も実施)、常陸利根川(外浪逆浦含)、鰐川、北浦、霞ヶ浦、小貝川、鬼怒川、江戸川、渡良瀬川、桐生川、烏川、鎌川、広瀬川、小山川、早川、碓氷川、大谷川、神流川、思川、巴波川、中川、綾瀬川、田川放水路
埼玉県、東京都	荒川	荒川、入間川、越辺川、都幾川、高麗川、小畔川
東京都、神奈川県、山梨県	多摩川	多摩川、浅川
東京都、神奈川県	鶴見川	鶴見川
神奈川県、山梨県	相模川	相模川
新潟県、(福島県)	阿賀野川	阿賀野川・阿賀川
新潟県、(長野県)	信濃川	信濃川・千曲川、大河津分水路、関屋分水路、犀川、魚野川
山梨県、静岡県、(長野県)	富士川	富士川(釜無川含)、笛吹川
	狩野川	狩野川
静岡県	安倍川	安倍川
	大井川	大井川
	菊川	菊川
静岡県、(長野県、愛知県)	天竜川	天竜川

＜都道府県知事による洪水予報河川＞

都県	水系	洪水予報河川(水防法第11条)
茨城県	利根川	桜川
栃木県	利根川	田川、五行川、思川、永野川、黒川、秋山川、小貝川、袋川、姿川
	那珂川	余笠川、荒川、逆川、等川、蛇尾川、那珂川
群馬県	利根川	石田川
埼玉県	利根川	綾瀬川
	荒川	新河岸川、芝川、新芝川
	荒川	神田川、芝川・新芝川
東京都	目黒川	目黒川
	渋谷川・古川	渋谷川・古川
	多摩川	野川、仙川
神奈川県	相模川	相模川
	酒匂川	酒匂川
新潟県	信濃川	中ノ口川
山梨県	富士川	荒川、塩川
静岡県	大田川	大田川、原野谷川
	瀬戸川	瀬戸川、朝比奈川
	都田川	都田川

出典：国土交通省HP

※洪水予報河川とは、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が指定した河川（水防法第10条2）、及び国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして都道府県知事が指定した河川（水防法第11条）である。

表3-5 関東ブロック都県の地域防災計画で噴火による被害が想定される火山

都県	参照資料 策定時期	火山
栃木県	地域防災計画	那須岳
	火山対策編	日光白根山
	2016年12月	高原山
群馬県	群馬県地域防災計画	浅間山
	火山災害対策編	草津白根山
	2017年1月	日光白根山
神奈川県	神奈川県地域防災計画	箱根山
	風水害等災害対策計画	富士山
	2017年2月	
新潟県	新潟県地域防災計画	
	個別災害対策編	焼山
	2018年3月修正	
山梨県	山梨県地域防災計画	
	火山編	富士山
	2017年3月	
静岡県	静岡県地域防災計画	
	火山災害対策の巻	伊豆東部火山群
	2016年6月	富士山

## 2) 想定する災害に対する処理期間について

災害廃棄物の処理期間は、被災都県及び被災市区町村が策定する災害廃棄物処理実行計画により設定される。本行動計画における対応は、基本的には被災都県及び被災市区町村の災害廃棄物処理実行計画に準じて行動する。

参考として、過去の大規模災害における処理期間例を表3-6に示す。

表3-6 過去の大規模災害における処理期間

災害名	発生年月	災害廃棄物量	損壊家屋数	処理期間
東日本大震災	H23年3月	3100万トン (津波堆積物1100万トンを含む)	全壊:118,822 半壊:184,615	約3年 (福島県を除く)
阪神・淡路大震災	H7年1月	1500万トン	全壊:104,906 半壊:144,274 一部損壊:390,506 消失:7,534	約3年
新潟県中越地震	H16年10月	60万トン	全壊:3,175 半壊:13,810 一部損壊:103,854	約3年
広島県土砂災害	H26年8月	58万トン	全壊:179 半壊:217 一部損壊:189 浸水被害:4,164	約1.5年
伊豆大島豪雨災害	H25年10月	23万トン	全壊:50 半壊:26 一部損壊:3,220	約1年
平成27年9月関東・東北豪雨(常総市)	H27年9月	5.25万トン (※1)	全壊:53 半壊:5,065 浸水被害3,249 (※2)	約1年
平成28年熊本地震	H28年4月	289万トン (推計値) (※3)	全壊:8,642 半壊:34,315 一部損壊154,046 (※4)	約2年 (目標)

出典: 熊本県の災害廃棄物の推計発生量(平成28年5月11日 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)

※1 常総市災害廃棄物処理実行計画第二版(平成28年9月23日)

※2 茨城県HP 平成27年9月関東・東北豪雨における本県の被害について(平成28年12月16日)

※3 環境省HP 平成28年熊本地震による被害の状況

※4 熊本県HP 平成28年熊本地震等に係る被害状況について(第264報)(平成30年2月13日)

## 第4章 関東ブロックにおける連携体制の構築

本行動計画では、協議会における主体を「関東地方環境事務所」、「都県」、「市区町村」、「各種民間団体・協会等」とし、基本的な役割を平常時から発災後の段階で整理する。

### 4.1 各主体の基本的な役割と体制（平常時）

＜関東地方環境事務所＞

- 1) 協議会の事務局を担い、協議会の開催等を通じて、関東ブロック内の情報共有、人材育成に関する取組を行い、連携体制の構築に努める。
- 2) 国の地方機関、環境省（本省）、他ブロック協議会、D-Waste.Netとの連携体制の整備を図る。

＜都県＞

- 1) 管内の協議会構成員以外の市区町村に対して、平常時から協議会等で共有された情報の共有、人材育成に関する取組を行い、協議会構成員を含めて連携体制の構築に努める。また、協議会構成員以外からの意見、要望等を収集し、協議会等を通して情報の共有を図る。
- 2) 災害廃棄物処理計画の策定と見直し、所管内の市区町村の災害廃棄物処理計画策定の支援を行う。
- 3) 災害廃棄物処理対応のための円滑な広域連携を図るため、関係機関及び関係団体との連携を進める。

＜市区町村＞

- 1) 災害廃棄物処理計画の策定と見直しを行う。
- 2) 災害対応のための防災拠点の観点から、施設整備を推進する。
- 3) 関係機関及び関係団体との連携や災害廃棄物処理の訓練等を通じて、強靭な廃棄物処理体制の整備を図る。

＜各種民間団体・協会等＞

- 1) 発災後に求められる役割に応じて、知見の蓄積及び対応の検討を行う。
- 2) 関係する都県及び市区町村と平常時から連携を深める。

### 4.2 各主体の基本的な役割と体制（災害発生時）

＜関東地方環境事務所＞

- 1) 被災地の情報を集約し、関東ブロック内の自治体に情報の発信・共有を行う。
- 2) 国、他ブロック、D-Waste.Netとの情報共有・交渉を行う。

- 3) 被災した自治体の早期復旧に向けて、必要な情報の提供を行う。
- 4) 事務局として、支援チーム運営マニュアルに基づき、支援チームの設置業務を行う。  
設置後は、支援チームの中心として、支援方針の決定、支援の実施、支援メンバーの安全確保に努める。

＜都県＞

- 1) 被災市区町村の情報を収集・整理し、関東地方環境事務所等と情報の共有を行う。
- 2) 被災市区町村と連携し、処理を支援する。また、市区町村の執行体制が喪失して甚大な損害が生じる可能性があると判断された場合には、被災市区町村の機能を代行する（地方自治法第252条の14第1項の規定に基づく事務委託）。
- 3) 関東地方環境事務所からの依頼に基づき、支援チーム設置及び支援活動に可能な範囲で協力に努める。

＜市区町村＞

- 1) 被災した市区町村は、災害廃棄物の処理主体として、被害の状況や応援の必要性について速やかに把握し、災害廃棄物処理実行計画等を作成する。
- 2) 都県に対して、被害状況や応援要請等に係る情報を共有する。
- 3) 関東地方環境事務所からの要請に基づき、支援チームによる支援活動に可能な限り協力する。

＜各種民間団体・協会等＞

- 1) 関係する都県及び市区町村と情報を共有する。
- 2) 関東地方環境事務所からの要請に基づき、必要に応じて、支援チームによる支援活動に可能な限り協力する。

#### 4.3 情報連絡

情報連絡は、平常時においては、発災時におけるやり取りを円滑に行うための情報を共有することを目的とし、発災時においては、円滑な支援及び受援の円滑な実施のための情報を共有することを目的とする。

【平常時における情報連絡】

- 1) 協議会が策定する支援チーム運営マニュアルに則って情報連絡を行う。
- 2) 協議会構成員は、既定の情報（連絡窓口情報）を提供する。関東地方環境事務所は、それらの情報を集約し、構成員間で共有する。
- 3) 情報連絡の際に用いるフォーマットや情報の項目等について、協議会において、支援チーム運営マニュアルの改訂という形で、整備及び検討を進める。

#### 【発災時における情報連絡】

- 1) 協議会が策定する支援チーム運営マニュアルに則って情報連絡を行う。
- 2) 関東地方環境事務所は、収集する被災情報等について、協議会構成員に共有を行う。
- 3) 発災直後及び初期において、被災自治体が機能せず、現地からの情報が収集できない場合は、国が持つ情報収集ネットワークを活用し、災害廃棄物の支援に必要な情報を可能な範囲で収集する。

#### 4.4 更なる支援・受援等の連携に係る基本的な考え方

- 1) 関東ブロックにおける支援・受援については、4.1～4.3に記載した平常時及び発災時における役割、連携体制、情報連絡を基本に、協議会等での議論や実際の災害対応の検証等を参考に、適宜改善に努める。
- 2) 広範囲にわたる災害の発生等に対応するため、他ブロックとの支援・受援についても、連携体制の整備を目指し、相互連携を深めるよう努める。
- 3) 都県及び市区町村は、自区内における円滑な災害廃棄物処理を実現するため、府内関係部局との連携をとるなど、平常時からの災害対応力向上に努める。
- 4) アスベスト等の有害物質、道路啓開、し尿・仮設トイレ対応など災害廃棄物処理と関連性の高い分野における対応を円滑かつ適正に行うため、関東地方環境事務所を中心に過去の経験や知見等の情報を収集するとともに、各自治体においても関東地方環境事務所、都県、関係部局と連携して対応に努める。

## 第5章 人材育成

大規模災害に対する広域連携においては、災害予防（被害抑止、被害軽減）の観点から、平常時における連携と人材育成が重要となる。関東ブロックとして、平常時における基本的な方針を以下に示す。

- 1) 関東地方環境事務所は、協議会の場等を利用して、発災時に設置した支援チームの実行性について検証及び議論を行う。そこから得られた成果を人材の育成に活用する。
- 2) 関東地方環境事務所は、管内自治体からの要請に基づき、研修の講師を紹介するなど関東ブロック内の自治体の研修支援を行う。
- 3) 関東地方環境事務所は、関東ブロック外で発生した災害情報についても情報の収集を行い、情報の共有を図る。
- 4) 関東地方環境事務所は、協議会の場等を利用して研修テーマ等の要望を把握し、関東ブロック内の災害廃棄物担当者の人材育成と人的ネットワークの構築を目的とした研修等を行う。
- 5) 都県及び市区町村は、共有された情報を活用し、災害廃棄物処理計画の改定、人材の育成等、災害対応力の向上を図る。

## 第6章 計画の改定

本行動計画は、国の法・制度改定、今後災害が発生した場合の災害廃棄物対応経験、協議会構成員からの要望や協議会で行われる研修・訓練の結果等を踏まえ、必要に応じて改定する。なお、改定する場合は、協議会に諮り決定する。

## 第7章 都県域を越える支援を必要としない非常災害における基本的な考え方

本行動計画は、基本的には都県域を越える対応が必要な災害廃棄物処理について策定したものであるが、図7-1に示す規模の非常災害発生時における協議会としての基本的な考え方についても以下に示す。

- 1) 都県域を越える支援を必要としない非常災害であっても、協議会として可能な範囲での情報共有や支援を行う。
- 2) 支援チームによる支援を実施する場合には、支援を着実に行うと共に、支援完了後に支援内容の検証を行い、本行動計画や各自治体の災害廃棄物処理計画の見直しに活かすなどP D C Aサイクルを回し、災害対応力の向上を目指す。
- 3) 大規模災害と同様の枠組みによる支援の実施の有無については、災害の規模や被災自治体の対応状況によって判断する必要があるため、関東地方環境事務所が中心となり、被災自治体の状況調査及び被災都県等の関係する自治体との調整を行い、支援チーム設置の判断を行う。
- 4) 調査に基づいて、支援チームによる支援を実施する場合は、関東地方環境事務所から、被災自治体の被災状況や支援チームの必要性等について情報提供を行い、支援チームの設置について職員派遣の検討を依頼する。

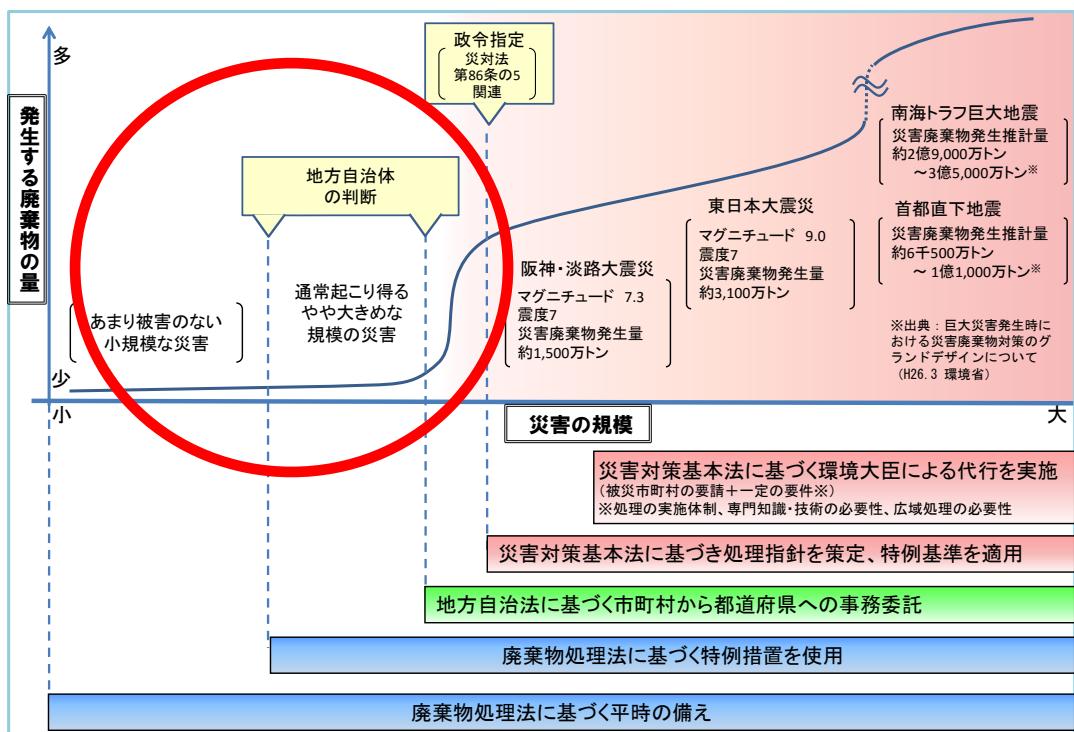


図7-1 本行動計画で想定する非常災害の規模のイメージ

参考：災害廃棄物対策に関する環境省の取組について（平成27年8月20日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）

【資料】大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会 構成員名簿

地方自治 体	茨城県生活環境部廃棄物対策課長
	栃木県環境森林部廃棄物対策課長
	群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課長
	埼玉県環境部資源循環推進課長
	千葉県環境生活部循環型社会推進課長
	東京都環境局資源循環推進部計画課長
	神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長
	新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課長
	山梨県森林環境部環境整備課長
	静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課長
	北茨城市環境産業部生活環境課長
	宇都宮市環境部ごみ減量課長
	前橋市環境部ごみ減量課長
	高崎市環境部一般廃棄物対策課長
	さいたま市環境局資源循環推進部資源循環政策課長
	越谷市環境経済部リサイクルプラザ所長（埼玉県清掃行政研究協議会会長）
	川口市環境部廃棄物対策課長
	所沢市環境クリーン部資源循環推進課長
	千葉市環境局資源循環部廃棄物対策課長
	八王子市資源循環部清掃施設整備課長
	多摩市環境部ごみ対策課長（東京都市町村清掃協議会会長）
	北区生活環境部リサイクル清掃課長（特別区災害廃棄物処理対策検討会会長）
	東京二十三区清掃一部事務組合施設管理部管理課長
	横浜市資源循環局家庭系対策部業務課長
	川崎市環境局生活環境部廃棄物政策担当課長
	相模原市環境経済局資源循環部廃棄物政策課参事兼課長
	茅ヶ崎市環境部長（神奈川県都市清掃行政協議会会長）
	大井町環境課長（神奈川県町村清掃行政協議会会長）
	新潟市環境部廃棄物政策課長
	富士吉田市市民生活部環境美化センター所長（山梨県一般廃棄物処理事業連絡協議会会長）
	静岡市環境局廃棄物対策部ごみ減量推進課長
	浜松市環境部ごみ減量推進課長
民間団体	公益財団法人神奈川県産業廃棄物協会代表理事副会長 (全国産業廃棄物連合会法制度対策委員会 関東地区委員)
有識者	国立研究開発法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター 多島良主任研究員※1 大正大学人間学部人間環境学科 岡山朋子准教授※1
国の機関	国土交通省関東地方整備局企画部防災課長 国土交通省関東地方整備局河川部低潮線保全官 国土交通省関東地方整備局道路部道路管理課長 国土交通省関東地方整備局港湾空港部港湾空港防災・危機管理課長 国土交通省関東運輸局総務部安全防災・危機管理課長 環境省関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課長

※1 平成29年度（有識者は年度毎の委嘱）

【附則資料】

支援チーム運営マニュアル